

令和3年（行ウ）第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件

原告 ●●●● 外2名

被告 国

準備書面（4）

令和3年9月3日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜久治

同 弁護士 木原功仁哉

(求釈明)

本件訴訟は、以下の基本的な事実関係が確定しない限り、本件の主張と争点を明確にさせることができないため、国に対し、訴状等に対する認否がなされる前提として、先行的に次の事項について釈明がなされるべきである。

一 訴状での求釈明（再述）

1 原告らは、訴状の「請求の原因」第二の二（武漢ウイルスの存在と特定）の2において、

- ① WHOの命名した「COVID-19」（SARS-CoV2）といふウイルス
- ② わが国が感染症令第1条で「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）として感染症法第6条第8項の指定感染症に指定されたウイルス（武漢ウイルス）
- ③ 感染症法第6条第7項の「新型インフルエンザ等感染症」として定義されてゐる同項第3号の「新型コロナウイルス感染症」と指定されたウイルス

とが、全く同一のウイルスであるか否かについては、全く明らかにされてゐないところから、同3において、「本訴では、②と③とが同じものであると仮定して、いづれも「武漢ウイルス」と定義してゐるが、①と②と③がすべて同一であるか否かについては、国に釈明を求めるものである。」とした。

2 従つて、前記①ないし③の各定義の内包が確定しない限り、本件訴訟の事実関係及び争点が明らかにならないので、国は、まづ、この各定義を明らかにすべきである。

二 本準備書面での求釈明

- 1 前記一 1 の①ないし③の各定義の中で、最も重要なものは、②と③である。
- 2 (1) このうち、②については、「令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの」と極めて世俗的で抽象的な概念であつて、科学的な定義ではない。
(2) 従つて、WHO の報告内容を科学的かつ具体的に特定する必要がある。単に、そのウイルスの遺伝子情報のみならず、WHO からウイルスの実物の提供を受けて、実在することを確認し、国において、それが WHO が提供した遺伝子情報と一致してゐるかについて科学的再現を行つて検証したのか否かについて釈明されたい。
(3) その検証を行つて確認したといふのであれば、その検証の具体的な経緯と検証結果の資料を提出して明らかされたい。
- 3 (1) また、前記一 1 の③については、前記 2 の求釈明に対する回答によつて明確に特定されたことが前提となるが、その検証結果を踏まへた上で、この感染症の指定がなされたのか否かについて釈明を求める。
(2) なほ、国が命名する「新型コロナウイルス感染症」とは、「新型コロナウイルス（武漢ウイルス）」を病原（抗原）とする「感染症」に限定されたものであるのか、それとも「新型コロナウイルス（武漢ウイルス）」を病原（抗原）としない他の「感染症」をも含むのかについても明らかにされたい。
(3) すなはち、国は、「PCR 検査陽性者」のすべてを「新型コロナウイルス（武漢ウイルス）感染症」に罹患した者と看做すといふ非科学的な誤りを犯し続けてゐるために、PCR 検査陽性者の中には当然に「新型コロナウイルス（武漢ウイルス）感染症」に罹患してゐない者を含むことになつてゐるからである。